

全建労発第 84 号
令和 3 年 3 月 10 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
(公印省略)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を
改正する件について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり事業場における労働者の健康保持増進のための指針について、事業者と医療保険者とが連携した健康保持増進対策が推進されるよう標記指針の一部が改正され、令和 3 年 4 月 1 日より適用される旨の周知依頼がありました。

つきましては、労働者の健康管理が適切に行われますよう、貴協会会員に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木